

## プロジェクト 連結納税制度の見直しへの対応

## 項目 本日の検討事項

## これまでの経緯

1. 第 423 回企業会計基準委員会(2019 年 12 月 26 日開催)では、2019 年 12 月 20 日に公表された税制改正大綱で示された考え方に基づいて税制改正が行われることを前提として、連結納税制度の見直しへの対応を企業会計基準委員会の新規のテーマとすることを決定している。
2. 令和 2 年度税制改正により、連結納税制度に代えて、グループ通算制度が導入されることとなったことを踏まえ、グループ通算制度に税効果会計を適用する場合の取扱いについての検討を行っており、これまで次のとおり審議を行っている。

専門委員会	企業会計基準委員会
第 64 回 (2020 年 9 月 15 日開催)	第 442 回 (2020 年 9 月 24 日開催)
第 65 回 (2020 年 10 月 6 日開催)	第 443 回 (2020 年 10 月 8 日開催)
第 66 回 (2020 年 12 月 1 日開催)	第 448 回 (2020 年 12 月 24 日開催)
第 67 回 (2020 年 12 月 16 日開催)	
第 68 回 (2021 年 1 月 7 日開催)	

なお、第 67 回税効果会計専門委員会及び第 448 回企業会計基準委員会で聞かれた意見については、審議事項(2)-5 に記載している。

## 本日の検討事項

3. 本日の企業会計基準委員会では、前回の審議を踏まえて、次の点についての聞かれた主な意見に対する事務局の対応をお示ししているため、ご意見を伺いたい
  - (1) グループ通算制度に関する会計基準の開発に係る基本的な方針 (審議事項(2)-2)
  - (2) グループ通算制度における繰延税金資産の回収可能性の判断 (審議事項(2)-3)
4. また、今回、繰延税金資産の回収可能性以外の論点について分析を行っており、ご意見をお伺いしたい (審議事項(2)-4)。
5. なお、本日の審議資料においては、関連する法令及び会計基準等を別紙 1 の略称で記載している。

**審議事項(2)-1**

以 上

## 別紙1：関連する法令及び会計基準等の略称

本日の審議資料においては、関連する法令及び会計基準等について、次の略称で示している。

法：法人税法（改正前法：改正前法人税法）、  
法令：法人税法施行令（改正前法令：改正前法人税法施行令）  
措法：租税特別措置法（改正前租税特別措置法：改正前措法）  
地方：地方税法  
税効果会計基準：税効果会計に係る会計基準  
法人税等会計基準：企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」  
連結会計基準：企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」  
回収可能性適用指針：企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」  
税効果適用指針：企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」  
実務対応報告第5号：実務対応報告第5号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その1）」  
実務対応報告第7号：実務対応報告第7号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その2）」  
実務対応報告第39号：実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」  
資本連結実務指針：会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」

以上